

お部屋の保険 **ワイド**

賃貸住宅でのくらしをワイドにサポートします。
『お部屋の保険 ワイド』は居住用賃貸住宅にお住まいの方を対象とし、入居者の方の家財保障、家主さんへの賠償責任保障や修理費用保障をはじめ各種保障をワイドにセットした保険です。

このリーフレットは各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。



保障内容の概要

家財を保障

借戸室内に収容される被保険者所有の家財が、次の1から10までの事故によって損害を被った場合に、家財保険金を支払います。



1 火災
失火やもらい火など



2 落雷



3 破裂・爆発
ガス爆発など



4 風災・雪災・雹災 ※1
台風・豪雪など
※1 自己負担額5千円(注) 損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。



5 落下・飛来・衝突・倒壊
建物外部からの物体による



6 水濡れ
給排水設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ



7 騒乱・労働争議
暴力行為・破壊行為



8 盗難 ※2
窃盗・強盗など
※2 現金の盗難は20万円限度、預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度、1回の事故につき100万円限度



9 水災 ※3
床上浸水など
※3 家財保険金額の10%が限度



10 破損・汚損 ※4
※4 ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故で1回の事故につき50万円限度
* 自己負担額3万円

※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、借戸室内においてレンタルしている福祉用具(介護ベッド、歩行器など)も家財として保障します。

- タバコの火の消し忘れで火災を起こし、家具や洋服を焼失させてしまった。
- 隣室の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- 借戸室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車が盗まれてしまった。
- ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

- 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- 外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあつたカメラを盗まれてしまった。

賠償責任を保障



■入居者賠償責任保障
火災・爆発・水漏れなどで借戸室を損壊させてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償が生じた場合



■ 個人賠償責任保障
次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合

- ① 借戸室の使用または管理に起因する事故
- ② 被保険者の日常生活に起因する事故

被保険者：保険の保障を受けられる方
※借戸室が「サービス付き高齢者住宅」である場合には、被保険者が心神喪失により責任能力を欠く状態で加害事故を起こした場合、監護者の損害賠償義務についても保障します。

- 洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に損害を与えた。(入居者賠償責任保障)
- タバコの火の消し忘れで火災を起こし、借戸室を焼失させた。(入居者賠償責任保障)
- トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。(個人賠償責任保障)

- 共有部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。
- タバコの火で床を焦がしてしまった。(火災に至らない場合)
- 自動車を運転中、他人に接触し、ケガをさせてしまった。

修理費用等を保障

■ 修理費用(特定設備等修理費用)



①～⑨までのいずれかの事故により借戸室に損害が生じた場合
※100万円限度



洗面台・浴槽・便器が破損し修理した場合
※100万円限度(自己負担額1万円)



借戸室の取り付けガラスが破損し修理した場合
※100万円限度



水道管の凍結により損害が生じ修理した場合
※30万円限度

■ ドアロック交換費用
いたずら等、ロックに対する破壊、外出先でカギを盗まれた場合
※1回の事故につき3万円限度

■ 凍結再発防止費用
借戸室専用水道管の凍結事故が発生し、その箇所再発防止処置を施す場合
※1回の事故につき1万円限度

■ 死亡による修理費用
被保険者の死亡により、借戸室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保険者(相続人を含みます。)が負担した場合
※50万円限度

■ 遺品整理費用
被保険者が死亡し、借戸室を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に要する費用を被保険者(相続人を含みます。)が負担した場合
※50万円限度

- 化粧ピンを落とし、洗面ボールを割ってしまった。
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロックを交換した。
- 寒波の襲来で急激に温度が下がったため、網入りガラスにヒビが入った。

- 部屋の模様替えで移動中にタンスを落としてしまい、床を破損させた。
- 外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロックを交換した。

いろいろな出費をサポート



■ 地震災害費用
借戸室が属する建物が地震等で全壊となり家財も全損した場合
※1回の事故につき20万円



■ 臨時宿泊費用
家財保険金が支払われる場合で、その事故により電気ガス等が止まり一時的に有料宿泊施設を利用した場合
※1回の事故につき20万円限度
1室1泊3万円限度。14泊20万円限度



■ 被災転居費用
家財保険金が支払われる場合で建物に半損以上の損害が生じ、借戸室に居住できなくなった結果として下記の費用を支出した場合
①転居先の賃貸借契約に必要な諸費用
②転居先への引越費用
※1回の事故につきそれぞれ20万円限度



■ 残存物取片づけ費用
家財保険金が支払われる場合で、損害を受けた残存家財の取りこわし、搬出、清掃に必要な費用が生じた場合
※1回の事故につき家財保険金10%限度



■ 失火見舞費用
借戸室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合
※1回の事故につき家財保険金額20%限度
被災世帯数×10万円

- 借戸室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。
- 津波により借戸室が全損し、家財も全損した。

- 誰かが侵入した形跡があり、気持ちが悪いのでホテルに宿泊した。

○ お支払い

✕ お支払い
できません

お部屋の保険 **ワイド** 契約タイプ別保険金額一覧表

(賃貸入居者総合保険)



家財を再取得するのに必要な金額(家財保険金額)から契約タイプをお選びください。

契約タイプ		462	463	464	465	466
保険料(一時払い)		17,000円	19,000円	20,000円	22,000円	24,000円
保険金額	家財保障	250万円	350万円	400万円	500万円	600万円
	修理費用保障	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	入居者賠償責任保障	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	個人賠償責任保障					

- ※1事故における入居者賠償責任保険金と個人賠償責任保険金のお支払い合計額は、2,000万円が限度となります。
- ※家財保障の保険金額を基準に契約タイプをお選びください。家財保障の保険金額の目安は、「ご契約のしおり(約款)」に記載の「家財簡易評価表」をご参照ください。
- ※この保険の保障内容については、「ご契約のしおり(約款)」または「重要事項説明書」をご参照ください。
- ※上記以外の保険金額の契約タイプもあります。
ご希望される場合は、取扱代理店または弊社にご照会ください。

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
(共同保険の幹事保険会社については、
保険証券または契約者さま専用ページをご参照ください。)
B253(2) 201510(改)

「テナント保険」契約タイプ別保険金額・保険料一覧表

●設備・什器等を再度取得するのに必要となる金額から契約タイプをお選びください。

保険期間		1年			2年		
契約タイプ		523	524	525	623	624	625
保険料(一時払)		15,500円	18,500円	21,500円	27,000円	33,000円	39,000円
保険金額	設備・什器等保障	300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円
	借家人賠償責任保障	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	施設賠償責任保障						

- ※設備・什器等保険金額は借用施設内の設備・什器等の再取得価額の合計額に基づいてお決めください。
なお、再取得価額とは、同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
- ※1事故における借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金のお支払い合計額は、1,000万円が限度となります。
- ※この保険の保障内容につきましては、パンフレットまたは重要事項説明書をご参照ください。

東京海上ミレア少額短期保険株式会社 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
(引受保険会社および共同保険の幹事保険会社につきましては、保険証券等の記載をご確認ください。)

B224(2) 201804(改)